

議案提出書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

平成29年11月28日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 齋藤光司様

提案理由

議会改革推進会議による議会基本条例検証結果報告に基づき、議長においては、常任委員を辞退することができるようにするため、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第3号

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、議会の同意を得て常任委員とならないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。